



新津商工会議所

No.357-1 2016年3月24日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121  
FAX:25-2332

\*\*\* 4月の主なスケジュール \*\*\*

開催日時	種別	内容
4月14日(木) ・15日(金)	相談会	労働保険・社会保険なんでも個別相談会 詳細は今月号裏面をご覧ください。

日本政策金融公庫 国民生活事業の融資概要

セーフティネット貸付	4,800万円	運転 設備	5年以内 15年以内	基準利率 1.25%~
普通貸付	4,800万円	運転 設備	5年以内 10年以内	基準利率 1.25%~2.50%

◎セーフティネット貸付や普通貸付申込書に添付していただく書類は一般的には次のとおりです。

【個人営業の方】	【法人営業の方】
<ul style="list-style-type: none"> <li>申告決算書 最近2期分(申告されている場合)</li> <li>見積書(設備資金をお申込の場合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>履歴事項全部証明書または登記簿謄本</li> <li>最近2期分の確定申告書・決算書</li> <li>最近の試算表(決算後6カ月以上経過しているか、または事業を始めたばかりで決算を終えていない方)</li> <li>見積書(設備資金をお申込の場合)</li> </ul>

★お申込み・お問い合わせ先★

日本政策金融公庫国民生活事業の融資申込は公庫新潟支店(新潟市中央区万代4-4-27 NBF新潟テレコムビル9F TEL:025-246-2011・FAX:025-246-2022)か当所(TEL:22-0121)まで。

資金繰り円滑化相談会(毎月、定例開催!)

中小企業者の事業の円滑な資金調達を支援するため、新津商工会議所を会場に定例相談会を開催しています。どうぞご利用ください。

- 新潟県信用保証協会定例相談会(原則毎月第1火曜日10:00~)  
4月5日(火)・5月10日(火)
- 日本政策金融公庫定例相談会(原則毎月第2火曜日10:00~)  
4月12日(火)・5月17日(火)

(相談会のご利用の際は当所経営指導員(遠山、近藤、真野)までご予約をお願いします。(TEL:0250-22-0121))

補助金情報 <小規模事業者持続化補助金応募受付中>

小規模事業者持続化補助金は小規模事業者が経営計画にもとづき、商工会議所と一体となって取り組む「各種販路開拓等(チラシ作成、店舗改装、展示会出展、商品開発など)」に係る費用の2/3を補助します。

1. 受付締切日 5月13日(金)  
(事業支援計画書の作成依頼は4月末日までをお願いします。)
2. 補助対象者 常時使用する従業員が20人以下の小規模事業者(商業、サービス業は5人以下)
3. 補助上限額 50万円(補助率2/3)
4. 公募要項等 持続化補助金のホームページより申請書等を入手下さい。  
(<http://www.jizokukahojokin.info/>)



本補助金の申請には応募事業者が商工会議所の支援を受けながら「経営計画書、補助事業計画書」等を作成し、商工会議所が作成する「事業支援計画書」の交付が必要となります。締切間際の場合には対応できないこともありますので、応募される事業者は早目に当所経営指導員(遠山、近藤、真野)までご相談下さい。

経営改善貸付(マル経融資 ※無担保・無保証人)

融資限度額	2,000万円	運転 設備	7年以内 10年以内	利率 1.15%
-------	---------	----------	---------------	----------

融資対象者は、下記の要件を全て満たした方

- ①原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方
- ②最近1年以上、新潟市秋葉区(新津地域)内で事業を営んでいる方
- ③常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下(宿泊業及び娯楽業は20人以下)、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主の方
- ④所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方
- ⑤日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方

★お申込み・お問い合わせ先★ 新津商工会議所(TEL:0250-22-0121)



3名の経営指導員が地区別に相談に応じています。  
(北部地区:遠山、東・南部地区:近藤、西部地区:真野)  
経営改善貸付の他にも様々な融資制度がありますので、お気軽にご相談下さい。



新津商工会議所

No.357-2 2016年3月24日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121  
FAX:25-2332

### 平成28年度の協会けんぽの健康保険料率・介護保険料率について

平成28年度の協会けんぽの健康保険料率が本年3月分(4月納付分)より、次のとおり変更となりました。介護保険料率は前年度と変更ありません。

○新潟支部健康保険料率・9.79% (前年度は9.86%)

○介護保険料率………1.58% (前年度と変更なし)

※40歳以上65歳未満の方は健康保険料率に介護保険料率が加わります。それ以外の方は健康保険料率のみ適用されます。

### 労働保険・社会保険 なんでも個別相談会

日頃、疑問に思っている年金、健康保険、労災雇用保険、労働基準法等の問題について専門家が無料で相談に応じます。この機会に是非ご利用ください。

○日時：4月14日(木)～4月15日(金) 9:00～16:00

○会場：新津商工会議所 3階ホール 予約不要

○相談員：専門相談員

- 主な相談受付項目
- ・労働保険年度更新申告手続き等
  - ・雇用保険、労災保険に関する事
  - ・年金、健康保険に関する事
  - ・労働基準法に関する事
  - ・雇入、解雇、退職、賃金等に関する事
  - ・その他(労働、社会保険問題全般)



### ～小規模企業の経営者の皆様へ～

### 退職後のゆとりある生活のために 小規模企業共済

小規模企業共済制度とは個人事業主が事業を廃止した場合や会社等の役員が役員を退職した場合など、それまで積み立ててこられた掛金に応じた共済金をお受け取りになれる共済制度です。

税制面で大きなメリットがあります！

■掛金は、全額所得控除  
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除できます。

■共済金は、退職所得扱いまたは公的年金等の雑所得扱い  
掛金は月額1,000円～70,000円まで、500円刻みで自由に選べ、加入後増減額ができます。

◎加入につきましては新津商工会議所まで (TEL:0250-22-0121)

もう一度ご確認ください

### マイナンバーに対応するためのチェックリスト

マイナンバーに対応するために事業者に必要なものが、まず「準備」です。そして個人からマイナンバーを「収集」し、適切な「利用と保管」を行い、不要になったマイナンバーを「廃棄」する必要があります。

従業員数の少ない事業者では、以下のチェックリストを、自社の体制づくりの参考にしてください。

#### 【準備編】

- マイナンバーに関する社内規定の作成をしましょう。
- マイナンバーを取り扱う人を、あらかじめ決めておきましょう。  
(給料や社会保険料を取り扱っている人など)
- マイナンバーを従業員から取得する際には、マイナンバーに関する研修を行い、利用目的(「源泉徴収票作成」「健康保険・厚生年金保険届出」「雇用保険届出」)を伝えましょう。

#### 【収集編】

- マイナンバーを従業員から取得する際には、番号が間違っていないかの確認と身元の確認が必要です。顔写真の付いている「個人番号カード」か、平成27年10月以降自宅に届けられている「通知カード」と「運転免許証」などで確認を行いましょう。  
※従業員で身元の確認が十分できている場合で、対面により番号の提供を受けているときは、番号だけ確認してください。またアルバイトやパートの方も、番号確認や身元確認が必要となります。

#### 【利用と管理編】

- マイナンバーが記載された書類は、鍵がかかる棚や引き出しに大切に保管するようにしましょう。無理にパソコンを購入する必要はありません。
- パソコンがインターネットに接続されている場合は、ウィルス対策ソフトを最新版に更新するなどセキュリティ対策を行いましょう。

#### 【廃棄編】

- 従業員の退職や契約の終了などでマイナンバーが必要なくなったら、復元できないように細かく裁断するなどマイナンバーの書いてある書類を廃棄しましょう。パソコンに入っているマイナンバーも削除しましょう。

お問い合わせ先 マイナンバー総合フリーダイヤル

TEL:0120-95-0178 平日9:30～22:00 土日祝9:00～17:30